○国土交通省告示第五百五十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月三日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間
四国横断自動車道阿南四万十線	徳島市川内町鈴江東十一番地二から同市川内町沖島七三番地一まで

供用開始の期日　平成二十五年六月四日六時

○関東地方整備局告示第二百七十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年六月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月三日　　関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間
二百九十八号	市川市堀之内二丁目二九四五番四地先から同市堀之内二丁目二九四七番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年六月三日

○北陸地方整備局告示第六十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月三日　　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　登録番号

北陸地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人　にいがた住宅センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	小島　松俊
変更後	〃

(2)　役員の氏名の変更

変更前	小島　松俊、久保田一徳
変更後	〃

(3)　変更年月日

平成二十五年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第六十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から代表者の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月三日　　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　登録番号

北陸地方整備局長　1

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

一般財団法人　にいがた住宅センター

三(1)　代表者の氏名の変更

変更前	〃
変更後	米山　廣夫

(2)　役員の氏名の変更

変更前	〃
変更後	駒形　政則、坂田　久雄、古山　樹生

(3)　変更年月日

平成二十五年四月一日

○北陸地方整備局告示第六十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録住宅性能評価機関の評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月三日　　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　登録番号

北陸地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人　石川県建築住宅総合センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	新典　福松
変更後	〃

(2)　変更年月日

平成二十五年三月三十一日

○北陸地方整備局告示第六十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から登録住宅性能評価機関の名称等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年六月三日　　北陸地方整備局長　橋場　克司

一　登録番号

北陸地方整備局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人　石川県建築住宅総合センター

三(1)　登録住宅性能評価機関の名称の変更

変更前	財団法人　石川県建築住宅総合センター
変更後	一般財団法人　石川県建築住宅センター